



Safety and Health

安全と健康

今月のおススメ改善事例

No.245

ベトナム、カント省のガスボンベ充填工場での改善事例

●荷車から重いガスボンベを工場に運び込む際に使う器具を開発しました。



写真1: ガスボンベを器具のローラ部まで持ち上げ引っ張り上げます。



写真4: 回しながら運びます。



写真2: 時計逆周りに90度旋回させます。



写真3: 持ち上げて立てます。

- 第11回東京労働安全衛生学校に参加しよう!...2
- アスベスト写真展・ホットライン報告...4
- アスベスト被災者・遺族が厚労省交渉...6
- トピック・石綿による疾病の認定基準が改正...7
- じん肺キャラバン・茨城
じん肺同盟北茨城・高萩支部が茨城局・日立署交渉...8
- センター定例会報告
「パートや派遣で働く人の安全健康を考える」...11
- 地域から相談から
原発被爆で多発性骨髄腫に長尾労災認定を勝ち取る...12
じん肺合併症に不当な業務外決定で江戸川署交渉...13
採炭作業・鉄の鋳造作業に従事しじん肺合併症...14
- ルーエッセイ 邂逅...15
- センター活動日誌&スケジュール...16

特定非営利活動法人
東京労働安全衛生センター機関紙

(頒 価) 200円

発行人: 平野敏夫
住 所: 〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル5F
Tel (03)-3683-9765 Fax (03)-3683-9766
E-mail: etoshc@jca.apc.org
Homepage URL: <http://www.jca.apc.org/etoshc/>
振 替: 【郵便】00160-8-183157
【中央労金亀戸支店】284-1612779
発行日: 2003年10月28日



地域から・相談から

◎原発被爆で多発性骨髄腫に 長尾光明さんの労災認定を勝ち取ろう!

長尾光明さん（大阪市在住・77歳）は、元石川島プラント建設（株）の社員として、1977年10月から1982年1月にかけて原子力発電所の配管工事や監督の仕事をしていました。退職後の1998年、長尾さんは多発性骨髄腫を発症したため、福島県の富岡労働基準監督署に対し労災請求しました。

長尾さんの放射線管理手帳によると、1977年10月（当時52歳）から82年1月までの4年3か月のあいだに、東京電力の福島第一原子力発電所、動燃新型転換炉ふげん、中部電力浜岡原子力発電所の3か所で放射線下作業に従事しており、外部被爆線量は合計70ミリシーベルト（年平均16.47ミリシーベルト）と記録されています。長尾さんが被爆した外部被爆線量は、白血病の労災認定基準の約3倍にも達しています。

しかし、富岡労基署は、現行の電離放射線障害の労災認定基準（基発810号）により、「多発性骨髄腫」であることを理由に判断を避け、厚生労働省にりん伺しています。多発性骨髄腫は白血病と同様に放射線と関連ある疾患です。原爆症の認定疾患ともされており、2002年までの10年間で17件認定されています。

厚生労働省は、一刻も早く長尾さんの多発性骨髄腫を業務上疾病として認め労災認定すべきです。

長尾さんの被爆の大部分をしめる福島第1原発では、長尾さんが作業をしていた期間にプルトニウムを主体とする深刻なα核種の汚染があったことが内部告発で明らかになっています。そうなれば、長

尾さんは記録された外部被爆線量70ミリシーベルトを上回る被爆を当時受けていたことになり、ますます放射線被曝と多発性骨髄腫発症との因果関係は明確になっています。

現在、厚生労働省は富岡労基署からのりん伺を受けて、長尾さんの多発性骨髄腫発症を労災と認めるかどうかを判断するため専門家委員会を設置し、検討を始めてます。

長尾さんは全造船機械労働組合神奈川地域分会（横浜シティユニオン）に加入し、工事元請会社の東芝、親会社の石川島播磨鋳業、雇い主の石川プラント、そして東京電力に対しても話し合いを求め、当時の資料の提供を求めています。

今年6月、関西労働者安全センターや原子力資料情報室、原水爆禁止国民会議、横浜シティユニオンが呼びかけて「長尾さんの労災認定をかちとる会」が結成され、当センターも参加しています。

すでに、「かちとる会」代表団による7月、厚生労働省や東京電力との交渉も行われました。

11月には、厚生労働大臣、富岡労基署長に対し、長尾光明さんの「多発性骨髄腫」の労災認定を求める全国署名に取り組むことになっています。

ぜひ、原発被爆による長尾さんの労災認定をかちとっていきましょう。署名にご協力下さい。

（事務局長 飯田）

●江戸川労基署の不当なじん肺合併症の業務外決定に 東京センターが抗議 !!

■ 最近、東京労働局のじん肺管理区分診査と監督署の合併症の労災審査がおかしい!

Yさんは、永年建設作業員として下水道工事などに従事し、じん肺管理2合併続発性気管支炎で江戸川労基署に労災申請をしました。なかなか決定が出ず、9月になって約1年ぶりに決定が出たのですが、なんと業務外決定でした。Yさんは、せきと痰が長引いていて2週間に1回ひまわり診療所に通院して治療しています。じん肺法では、1年のうち約3ヶ月以上咳と痰が続き、朝起きて1時間に出る痰が3ml以上で膿が混じっている黄色い痰であれば、「続発性気管支炎」と診断され労災保険の対象になります。Yさんの症状はこの条件を満たしていました。にもかかわらず業務外決定なのです。

■ Yさんは、東京安全センター、主治医と共に江戸川労基署に行き、決定の理由を確認しました。決定の理由は、「続発性気管支炎は、じん肺に細菌などの感染が起こって発病する」、「従って、治療には抗生物質が不可欠である」、「しかしYさんは抗生物質を服用していないので、続発性気管支炎とはいえない」ということでした。主治医が書く意見書にも、従来はなかった抗生物質の使用の有無を記入する欄がありました。

■ じん肺法によれば、続発性気管支炎の診断は、あくまで自覚症状と痰の量・性状で決まるのです。厚生労働省に問い合わせましたが、当然その認定基準に変わりなく抗生物質の使用の有無は不

可欠ではないという返事でした。江戸川労基署の決定は不当で間違っていることは明らかで、当然決定の変更を強く求めました。対応した次長と労災課長は抵抗しましたが、厳しい追及に「再度東京労働局に確認して返事する」と確約しました。後日、再度赴いて聞いた返事は「労働局に問い合わせたところ、続発性気管支炎の認定基準に抗生物質の使用の有無はない。Yさんは続発性気管支炎に罹患している。しかし、抗生物質を使っていないので業務外である」と支離滅裂なものでした。

私たちは当然納得できず、再度の検討を要求し後日返事をもらうことになりました。交渉の経過から考えると、決定の変更が期待されましたが、回答は、「抗生物質を使っていないので続発性気管支炎ではない」という不当なものでした。審査請求をすると共に、労働局との話し合いも行う予定です。

このところ、他の労基署でも主治医に抗生物質の使用の有無や血液検査の結果など不要な事項を問う医証を求めたり、管理区分診査でもCT写真の提出を求めるなど不当な対応が目立ってきています。抗生物質を使用した期間のみ労災を認めた労基署もあるようです。センターとしても被災者の皆さんと共に労基署、労働局、厚生労働省との交渉を取り組みこの不当な対応を是正させていきたいと考えています。(代表 平野敏夫)

●炭鉱での採炭作業、鉄の鑄造作業に従事 じん肺合併症（続発性気管支炎）発症で業務上認定

茨城県高萩市在住のTさんは1933年生まれの現在71才。1948年に常磐炭田重内炭鉱に入坑し、養生・木工・旋盤作業を経て、1969年の同鉱閉山まで採炭夫として従事しました。閉山によってTさんは、1970年から栃木県小山市に移り、T鉄鋼会社に就職しました。そこで13年5ヶ月にわたって鉄の棒の鑄造作業に従事。その後は茨城に戻り、地元の工場で構内下請けの雑務作業をし、83年に退職しました。

職場を離れて7年を経た91年、ひまわり診療所・東京安全センター（当時：東京東部労災職業病センター）の常磐じん肺健診を受診し、有所見と診断され、じん肺管理区分2との決定を受けました。

昨年2002年春頃よりせき・たんの症状が出始め、合併症である続発性気管支炎が発症したと診断されました。職歴の聞き取りにより、Tさんの最終粉じん職場は栃木のT鉄鋼会社か、その後の構内下請けかを検討しましたが、結局、構内下請け

では工場内の保全・修理などが主なる仕事であり、常時の粉じん作業とは判断しづらと考えられました。

そこでT鉄鋼会社にTさんが同社在職中、修得した玉掛技術・クレーン等の免許書の写しを添付し、証明協力を要請しました。20年前のこととあって担当者は「どう調べれば良いのか…」とまどいを隠せない様子で、再三の問い合わせの度に「時間がほしい」と繰り返すばかり。やっと年明けに在職証明が発行されTさんは栃木労基署に療養・休業を請求。栃木署も本人聞き取りに出向き、Tさんは、業務上認定を受けることができました。滞っていた後続分の請求も早急に行う予定です。（事務局内田）

なくそう！ 労災隠し
なくそう！ 過労疾患（脳・心臓疾患、メンタルヘルス、腰痛など）
なくそう！ じん肺・アスベスト被害（中皮腫、肺がんなど）

全国一斉 11月20-21日 労災・職業病無料相談

フリーダイヤル0120-631202まで（上記日程以降も常設化）

全国労働安全衛生センター連絡会議は、昨年に引き続いて、上記日程で日本全国どこからでも無料のフリーダイヤルで、労災職業病相談に応じるホットラインを開設します。1997年から毎年秋に実施しており、今年で7回目となります。なお、ホットラインの2日間は、その場に待機したスタッフが対応しますが、それ以降も、このフリーダイヤルを常設化して、各地のいくつかのセンターが分担して相談を受けられるようになります。